

## 朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の施工業者による市内の空き店舗等及び既存店舗等のリフォーム工事を行った場合の経費の一部を補助することで、市内の空き店舗等の活用による商店街の活性化及び市内の既存店舗等の魅力の再認識を図り、もって市内の産業の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象者 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者をいう。
- (2) 補助対象工事 この要綱に基づく補助金の交付の対象となるリフォーム工事をいう。
- (3) 申請者 第6条第1項の規定により補助金の交付の申請をするものをいう。
- (4) 交付決定者 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けたものをいう。
- (5) 空き店舗等 所有者が店舗等として賃貸又は売却の意思があり、1か月以上利用されていない店舗等のうち、市内に所在するものをいう。
- (6) 既存店舗等 第6条第1項の規定による申請をする日時点において、当該申請をする者の営業の用に供されている施設のうち、市内に所在するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める事項に該当する個人又は法人とする。

- (1) 空き店舗等に対する補助金 次に掲げる全ての要件に該当する者
  - ア 空き店舗等を購入し、又は賃貸借し、当該空き店舗等で新たに事業を始めようとするもの
  - イ 市税を滞納していないもの
  - ウ 第6条第1項の規定による申請をする日が属する年度内において、空き店舗等に対する補助金（市が交付するものに限る。）の交付を受けていないもの
  - エ アの事業の内容及び補助金に係る工事の内容が法令に違反していないもの

オ 暴力団の構成員でないもの

カ 産業の振興又は商店街の活性化に寄与する事業を行うもの

(2) 既存店舗等に対する補助金 次に掲げる全ての要件に該当する者

ア 既存店舗等で事業等を営むもの

イ 第6条第1項の規定による申請をする日が属する年度内において、既存店舗等に対する補助金（市が交付するものに限る。）の交付を受けていないもの

ウ 前号イ及びエからカまでの要件に該当するもの

（補助対象工事）

第4条 補助対象工事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

(1) 市内の施工業者が施工するものであること。

(2) 第6条第1項の規定による申請をする日の属する年度の3月末日までに完了するものであって、当該申請をする日において工事に着手していないこと。

(3) 消費税及び地方消費税の額を含めて10万円以上の工事であること。

(4) 次に掲げるいずれかに該当する内容であること。

ア 外壁の改修

イ 天井、内壁、床その他の内装の改修

ウ 間取りの変更

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

（補助金の額）

第5条 空き店舗等に対する補助金の額は、補助対象工事に係る費用に100分の30を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が30万円を超える場合は、30万円とする。

2 既存店舗等に対する補助金の額は、補助対象工事に係る費用に100分の10を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が10万円を超える場合は、10万円とする。

（交付申請）

第6条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の市税納税証明書

- (2) 事業調書（様式第2号）（申請者が新たに開業する場合に限る。）
- (3) 工事を行う空き店舗等又は既存店舗等の家屋課税台帳登録証明書等その他当該空き店舗等又は既存店舗等の所有者が確認できる書類（申請者が工事を行う空き店舗等又は既存店舗等の所有者である場合に限る。）
- (4) 申請者の履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (5) 申請者の営業証明書（申請者が個人の場合に限る。）
- (6) 工事を行う空き店舗等において行う事業に係る許認可証等の写し又は既存店舗等において行っている事業に係る許認可証等の写し（許認可が必要な事業に限る。）
- (7) 市内の施工業者による申請に係る工事の内訳の分かる見積書の写し
- (8) 工事を行う部分を表記した図面
- (9) 工事を行う空き店舗等又は既存店舗等の物件所有者の工事承諾書（当該空き店舗等又は既存店舗等が賃貸物件の場合に限る。）
- (10) 工事を行う空き店舗等又は既存店舗等の工事前の写真
- (11) 工事を行う空き店舗等又は既存店舗等の位置図
- (12) 申請者が工事を行う空き店舗等の所有者と締結した当該空き店舗を購入し、又は賃貸借することに係る契約書の写し（空き店舗等に対する補助金を申請する場合に限る。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請に係る工事の着工予定日の1月前（1月に当たる日が閉庁日の場合は、その次の開庁日）から当該着工予定日の1週間前（1週間前に当たる日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに行わなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。この場合において、当該申請に係る補助金の総額が予算の範囲を超える場合は、当該申請の先着順で補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の不交付を決定したときは朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付却下通知書（様式第4号）により、当該決定に係る申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 交付決定者は、当該決定に係る補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(工事内容の変更等)

第9条 交付決定者は、当該決定に係る工事の内容を変更し、又は中止するときは、朝霞市店舗等リフォーム資金補助金(変更・中止)申請書(様式第5号)により、市長に提出しなければならない。

(完了報告書の提出)

第10条 交付決定者は、当該決定に係る工事の完了後1か月以内又は当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに、朝霞市店舗等リフォーム資金補助金完了報告書(様式第6号)に次の書類を添付し、市長に報告するものとする。

- (1) 決定に係る工事の費用に係る領収書の写し(交付決定者に対し、市内の施工業者が発行したものに限り。)
- (2) 決定に係る空き店舗等又は既存店舗等の工事の完了後の写真(第6条第1項第10号の写真と同じ位置から撮影したものに限り。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実地調査の実施)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、必要に応じて実地調査を実施するものとする。

(交付確定)

第12条 市長は、第10条の規定による報告又は前条の実地調査により、補助金の交付に係る工事の完了を確認した場合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を当該補助金の額として決定するものとする。

- (1) 第10条の規定による報告に係る工事の金額に基づき第5条の規定により算出した額が第7条第1項の規定により決定した補助金の額を超えた場合 同項により決定した額
- (2) 第10条の規定による報告に係る工事の金額に基づき第5条の規定により算出した額が第7条第1項の規定により決定した補助金の額以下の場合 第10条の規定による報告に係る工事の金額

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、当該決定に係る者に朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に対して当該通知に係る補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により請求があった場合は、速やかに当該請求に係る補助金の交付をするものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた者は、朝霞市商工会への加入及び当該補助金に係る空き店舗等又は既存店舗等が所在する区域内にある商店会への加入に努めるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたと認められるとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該決定に係る補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱第54号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付申請書

朝霞市長宛て

年 月 日

申請者	所在地 連絡先	〒 - 電話番号 ( )	
	フリガナ 法人名	フリガナ 代表者名	
	所在地 連絡先	〒 - 電話番号 ( )	
	フリガナ 店舗等名称	業 種	
	所在地	〒 - 電話番号 ( )	
施工業者	事業所名		
	代表者名	担当者名	
朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付要綱第6条の規定に基づき、添付書類を付けて補助金の交付を申請します。			
1 対象工事	① 空き店舗等リフォーム工事		② 既存店舗等リフォーム工事
2 交付申請額	円 …③ (①の場合は、④×30/100、上限30万円、1,000円未満切捨て) (②の場合は、④×10/100、上限10万円、1,000円未満切捨て)		
	工事見積額(税込) 円 …④		
3 工事予定期間	年 月 日(曜日)～年 月 日(曜日)		
4 工事の概要 (具体的に)			
5 添付書類	(1) 申請者の市税納税証明書		
	(2) 事業調書(申請者が新たに開業する場合に限る。)		
	(3) 建築物の所有者の場合においては家屋課税台帳登録証明書等の所有者が確認できる書類		
	(4) 法人が店舗等のリフォーム工事を行う場合においては履歴事項全部証明書		
	(5) 個人が店舗等のリフォーム工事を行う場合においては営業証明書		
	(6) 許認可等の写し(許認可が必要な業種のみ)		
	(7) 市内施工業者による工事内訳の分かる見積書の写し		
	(8) リフォーム工事部分を表記した図面		
	(9) 賃貸物件の場合においては物件所有者の工事承諾書		
	(10) 工事前の写真		
	(11) 既存店舗等又は空き店舗等の位置図		
	(12) 空き店舗等のリフォーム工事においては、所有者との契約書の写し		
6 宣 誓	朝霞市商工会への加入及び当該補助金に係る空き店舗等又は既存店舗等が所在する区域内にある商店会への加入に努めることをここに宣誓します。□		

※申請後、必要に応じて事業所等に市職員が伺い、工事箇所の確認等を行う場合があります。

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

朝霞市長 宛

申込者住所  
申込者名

㊞

事業調書

次のとおり事業調書を提出します。

開業形態	個人 法人	商号		資本金（法人設立予定を含む。） 千円
事業所住所				事業所電話（ ）
開業（予定）年月日	年	月	日	事業開始届出の有無
業種（取扱品）				従業員数 人

1 収支計画（創業後1年分）

支 出（千円）		収 入（千円）	
仕入高		売上高	
外注工費		工賃収入	
給料賃金		雑収入	
その他の費用			
計		計	

2 販売・仕入先

主な販売先 等	販売・受注予定 額（年額：千円）	回収方法	主な仕入先等	仕入・外注予定額 （年額：千円）	支払方法

3 自己資金額及び借入金等（個人の場合のみ記入）

自己資金等				金額（千円）
借 入 金 等	借入先	資金用途	残存返済期間 （月）	年間返済額 （千円）
	合 計			

4 補足説明

創業の動機及び経緯など補足説明したいことがありましたら記入してください。


様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

朝霞市店舗等リフォーム資金補助金決定通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付で申請のありました朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付金額

円

備考

- 1 偽りその他違法、不正な手段を用いたとき又は朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付要綱の規定に違反したときは、本交付決定を取り消します。また、補助金を既に交付した後に、これらのことが明らかになったときは、交付した補助金の返還を請求します。
- 2 工事完了後、速やかに朝霞市店舗等リフォーム資金補助金完了報告書（様式第6号）に次の関係書類を添付し、提出してください。
  - （1）工事完了写真
  - （2）領収書の写し



様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

朝霞市店舗等リフォーム資金補助金却下通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付で申請のありました朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付申請につきましては、下記のとおり却下したので通知します。

記

却下の理由

様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

朝霞市店舗等リフォーム資金補助金申請内容（変更・中止）届

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

氏 名

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり（変更・中止）するので、次のとおり届け出ます。

記

変更の内容（変更前後の補助事業の内容等）・中止の理由

様式第6号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

朝霞市店舗等リフォーム工事完了報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

氏 名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった工事が完了しましたので、添付書類を添えて報告します。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事金額 円（消費税込み）
- 3 添付書類 領収書の写し  
工事完了写真

様式第7号（第12条関係）

様式第7号（第12条関係）

朝霞市店舗等リフォーム資金補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付で交付決定を行った補助金について、その額が下記  
のとおり確定したので、通知します。

記

確定した補助金の額

円

様式第8号（第13条関係）

様式第8号（第13条関係）

朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付請求書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

氏 名 印

年 月 日付 第 号で確定のありました上記補助金の  
交付を請求します。

記

補助金交付請求金額 円

振込先

銀行名	支店名	種別	口座番号
銀行 金庫	支店	当・普	
カ ナ			
名 義 人			

様式第9号（第15条関係）

様式第9号（第15条関係）

朝霞市店舗等リフォーム資金補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付 第 号で交付決定した上記補助金は、下記の理由により取り消す。

記

交付決定取消し額金 円

取消し理由